

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立みなみ野君田小学校
校長名 有本 香織 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な未来の創り手となる人間を育成する。

- 学んで伸びる子 (知) ◎ 強く優しい子 (徳) ○ 健康に過ごす子 (体)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」3つの資質・能力の育成を図るために、体験的・協働的な活動を意図的に設定することを重視して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を実践する。

○イ 豊かな心の育成

道徳教育及びその他教育活動全般を通して、自他の生命を尊重する態度等を育む。

ウ 健やかな体の育成

①健康や安全に対する意識を高め、たくましく生きる力を養い、健やかな体の育成を図る。

②全学年に保護者・地域と協働した食に関する学習を通して、食の重要性について理解を深め、健康な食生活を送ろうとする態度を育成する。

エ 不登校児童への支援

不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、不登校支援の取組や教育相談体制の中にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを位置付け、社会的自立につながる体制を構築する。

オ いじめ防止等の取組

心身の健全な育成を図るために、八王子市教育委員会「いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、いじめ対応のための時間の活用等、迅速かつ組織的な対応を図る。

カ 特別支援教育の充実

「八王子市第五次特別支援教育推進計画」に基づき、困難さや障害特性に応じた指導を支える合理的配慮の推進を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【みなみ野中学校グループ(みなみ野君田小、みなみ野小)】

みなみ野中学校グループの共通目標として「義務教育修了時(十五歳)の姿」を次のように設定する。

- ・自ら学び、向上する人
- ・思いやりがあり、優しい人
- ・心身を鍛え、健康な人

この目標(姿)をみなみ野小学校、みなみ野君田小学校で共有し、小学校段階では、それぞれの小学校で次のような目標を設定し、適切に連携を図りながら教育活動を計画・実践していく。

【みなみ野小学校】

- ・学んで高める子
- ・優しく思いやれる子
- ・元気に活動する子

【みなみ野君田小学校】

- ・学んで伸びる子
- ・強く優しい子
- ・健康に過ごす子

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 1人1台の学習用端末の授業支援ツールを効果的に活用し、互いの考えを共有し、協働することにより、「主体的・対話的で深い学び」を実現する。
- ② 令和7年度の八王子市学力定着度調査等の分析結果から、国語科「話すこと・聞くこと」、算数科「図形」の課題を踏まえ、指導方法の改善を図り、児童の変容を令和8年度の八王子市学力定着度調査結果にて検証する。また、みなみ野中学校グループ独自に設定したみなみ野ミニマムに取り組み、学力の定着を図る。
- ③ 1人1台の学習用端末のドリル型学習コンテンツを活用して、一人ひとりの学習課題を解決することにより、はちおうじっ子ミニマムの確実な定着を図る。また、インターネットを正しく活用させ、一人ひとりが個に応じた課題を設定し、その解決を図る活動を推進する。
- ④ 専門性の高い教科指導や、児童理解の促進のために、学年間での教科担任制を全学年で実施し、思考力・判断力・表現力等の育成を図る。また、保護者会、学校だより、ホームページ等を活用して、教科担任制における取組や成果について児童・保護者・地域に周知し共通理解を図り、基礎学力の確実な定着を実現する。
- ⑤ 外国語科及び外国語活動による言語活動及び外国人留学生との交流活動等を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、コミュニケーション能力の素地を育成する。
- ⑥ 年間57回、朝学習の時間を設定し、国語科、算数科の指導を行うことにより、基礎学力の確実な定着を図る。

イ 総合的な学習の時間

身近な郷土や日本遺産等についての教科横断的な学習を通して、八王子の良さを知り、八王子への誇りと愛情を深めるとともに、よりよく課題を解決し自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。

ウ 特別活動

集団活動を通して、よりよい人間関係を形成するとともに自己実現を図ろうとする態度を養う。

- ① 集団宿泊の行事と総合的な学習の時間を横断的に計画し、自然や文化に親しむとともに、よりよい人間関係を形成できるようにする。
- ② 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育む。
- ③ 高学年児童が主体的に運営する学校行事を展開することにより、全児童に他者と協働して成し遂げる態度を培う。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 「生命の尊さ」を重点内容項目と定め、「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の校長講話、特別の教科 道徳を要とし、その他教育活動全般を通して自他の生命を尊重する態度を育成する。
- ② 道徳教育全体計画及び別葉を基に、各教科等で体験的な学習・問題解決的な学習を展開し、考えを深め、判断し、表現する力を育てる。
- ③ 教科用図書及び都、市の道徳教材を計画的に活用し、対話的な活動を重視した授業を展開することで、「考え、議論する道徳」の授業を展開する。

(3) キャリア教育

- ① 義務教育9年間を見通した目標達成のため、学校コーディネーターと協働し、保護者、地域人材をゲストティーチャーに迎え、特別活動及び総合的な学習の時間を中心として、教科横断的にさまざまな学びの機会を設定する。みなみ野地区の強みを活かし、社会的・職業的自立に向けて目的をもって学ぶことができる実践的な態度を育む。
- ② 学校行事や学期末などに、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」の活用を通して、自身の変容や成長に気付けるようにし、自身の良さや成長を認識する契機とする。

(4) 特別支援教育

- ①インクルーシブな教育を推進するため、児童一人ひとりの困り感に対して適切に合理的配慮ができるよう特別支援教室と連携を図り、特別支援教育委員会及び校内委員会の機能を強化する。特別支援教育委員会では、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境整備、1人1台の学習用端末の効果的な活用、校内委員会では、校内別室指導支援教室、学校サポーター等の支援の活用等を検討し、積極的に支援を推進する。
- ②家庭や地域、特別支援教室及び関係機関との連携を図り、学校生活支援シートや連携型個別指導計画を基に校内委員会で検討し、個に応じた対応並びに効果的な支援体制の確立を図る。
- ③副籍交流の一層の充実を図るために、特別支援教育コーディネーター及び担任が都立特別支援学校等と協働して学習計画を立てる。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①生徒指導提要並びにみなみ野小中学校の実態を踏まえ、生活の決まりを柔軟に策定する。
- ②自己の身を守るために必要な知識や行動が身に付くように、生活安全、交通安全、災害安全の指導、セーフティ教室等を安全指導年間計画に適切に位置付けて実践する。
- ③児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう発達段階に応じて全学年で行う「生命(いのち)の安全教育」や定期的な校長講話等を通して、必要な知識や行動を身に付ける。

イ いじめ防止等の取組

- ①週1回「いじめ対応のための時間」を設定し、いじめに関する認知、記録、情報共有、対応検討に充当する。
- ②ふれあい月間アンケート、Q-U、子ども見守りシート等を活用するとともに、学校いじめ対策委員会を中心に組織的に対応することにより、いじめの未然防止・早期発見・早期対応及び全ての児童が相談できる大人をもつことができるようにする。
- ③「八王子市いのちの大切さを共に考える日」では、発達段階に応じて全学年にて、各教科等に位置付けた授業を実施する。

ウ 不登校児童への支援等

- ①気になる児童や不登校傾向にある児童に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、登校支援コーディネーターを中心に校内委員会でサポート体制や校内別室指導支援教室等の手だてを検討するとともに、フリースクールや放課後デイサービス等外部機関と連携して、社会的自立に向けた基礎を培う。
- ②自己有用感を高める学年経営を基に不登校の未然防止を図り、月1回の校内委員会及び週1回の生活指導夕会を通して情報共有と対応検討を行い、困難を抱えた児童の早期発見・早期対応を図るとともに、「個票システム」を活用して教育委員会とも連携する。校内で作成した「不登校対応マニュアル」の活用を一層推進し、共通した対応の徹底を図る。また、学校独自に不登校対応シートを作成し、経年で対応を記録することにより児童をより深く理解し、家庭、地域、外部機関と連携して適切な対応ができるようにする。

(6) 学力保障の取組(はちおうじっ子ミニマム)

- 「はちおうじっ子ミニマム」、「八王子市学力定着度調査」の結果を検証し、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習内容が確実に定着するよう以下の取組を行う。
- 週1日以上、全学年を対象とした教員による補習指導の時間「のびのびタイム」を設定する。
 - 学校運営協議会を中心に地域との協働により放課後補習教室を週2日設定する。
 - 保護者や地域の方等を学校サポーターとして活用し、学習支援を行う。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 上級生としての自覚と上級生への憧れの気持ちを醸成するために、小学校第6学年と中学校第2学年による生徒会・部活動説明会等の活動を行う。
- (取組2) 学力定着プロジェクトチームを設置し、はちおうじっ子ミニマム等の学力調査を協働で分析し、指導上の課題把握及び授業改善に取り組む。また、小学校修了までどの学年で履修・定着の徹底を図るかを明確にし、その学年の学習内容を確実に定着させる。
- (取組3) 自主的に学び自立した児童・生徒を育てるため、特に児童・生徒の状況把握、学習面、生活指導面の共通実践、規範意識の高揚や不登校対応等、中学校との円滑な接続を図る。
- (取組4) 地域の子どもは地域で育てる意識を保護者・地域と共有するため、地域と協働した防災訓練、青少対の清掃活動等、地域との連携を深める取組を行う。

イ その他

- ①義務教育9年間を見通した情報活用能力系統表を活用し、年3回の小中一貫教育の日において、実践したことを共有し合うことを通して、みなみ野小中学校と連携しながら児童・生徒のICT活用に関する資質・能力を育成する。また、小学校と中学校の連携を意識し、児童・生徒が自分の意見を書いたり、意見交流に活用できたりするなど、情報活用能力を向上させる。
- ②「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」を確実に実施し、幼児期に育まれた資質・能力を小学校での学びや生活に円滑につなげ、主体的・対話的で深い学びの基盤を育む。「保・幼・小連携の日」や学習の中で、園児と児童の交流や園職員と教職員の交流を深め、相互理解を推進する。
- ③地域活動の取組をホームページ等で紹介するとともに、総合的な学習の時間の郷土学習を充実させ、地域活動への評価による価値付けを行い、地域が主催する活動への児童の参加意識を高める。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	205
2	18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	206
3	18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	206
4	18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	206
5	18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	18	207
6	18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	206
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は1学期始業式に出席しないため1日減。 ・第1学年、第2学年、第3学年、第4学年は卒業式に出席しないため1日減。 ・第6学年は修了式に出席しないため1日減。 ・夏季休業日を7月25日(土)から8月26日(水)までとする。 ・開校記念日 6月10日(水)は授業日とする。 ・都民の日10月1日(木)は授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は、45分とする。)

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	4	4	5	4	4	4
	委員会活動					11	11
クラブ活動					14 2/3	14 2/3	14 2/3
学校行事		41 1/3	40	35	37 2/3	52 2/3	62
学級・学年裁量の時間		50	39	17	11	11	10

イ 1単位時間

- ※1単位時間を45分とする。
- ※クラブ活動は1単位時間を60分として年11回行う。
(第4学年11回、第5学年11回、第6学年11回)
- 60分×11回=660分(14時間2/3時間分)

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ※「短い時間を活用した教科等指導」の時間として、全学年、火曜日から木曜日の週2回程度(8:20から8:35まで)57回を行う。
- 第1学年 15分×57回=19時間 第2学年 15分×57回=19時間
- 第3学年 15分×57回=19時間 第4学年 15分×57回=19時間
- 第5学年 15分×57回=19時間 第6学年 15分×57回=19時間
(国語13時間 算数6時間)
- ※4月27日(月)は校外学習のため、第6学年が増時。(1時間)
- ※6月4日(木)は静岡移動教室のため、第5学年が増時。(1時間)
- ※6月17日(水)6月18日(木)は日光移動教室のため、第6学年が増時。(2時間)
- ※10月30日(金)は遠足のため、第1学年と第2学年が増時。(1時間)
- ※12月4日(金)は周年行事のため、第1学年と第2学年が増時(1時間)
- ※1月20日(水)はクラブ活動見学のため、第3学年が増時。(1時間)

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ※夏季休業中に、総合的な学習の時間の郷土学習を10時間行う。
- 第3学年「絹の町・桑の葉マップ」10時間
- 第4学年「八王子の伝統まつり」10時間
- 第5時間「八王子の産業探求」10時間
- 第6時間「八王子の歴史探求」10時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ※朝読書を週1回程度、主に月曜日の8:20から8:35までの15分間実施する。
(年間24回)
- ※放課後に個別学習を実施し、基礎・基本の定着を図る。
低学年:月曜日・火曜日・金曜日 50分程度 高学年:月曜日・金曜日 50分程度
- ※夏期補習を8月末の2日間、8:30から9:30までの1時間実施し、基礎・基本の定着を図るとともに、学期始めの学習にスムーズには入れるようにする。

カ その他

- ※第1学年・第2学年の外国語活動を裁量の時間で年5回実施する。